

## 規則の案の概要

### 1 規則の案の題名

静岡市立高等学校学則の一部改正について（案）

### 2 規則を定める根拠となる法令の条項

規則を定める根拠となる法令の条項はありません。

### 3 改正の趣旨

民法の定める成人年齢を 18 歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が令和 4 年 4 月 1 日から施行されました。

民法の成人年齢が 18 歳に引き下げられたことに伴い、静岡市立高等学校の保護者の連署が必要とされる手続について所要の改正を行います。

### 4 規則の案の内容（改正の内容）

保護者の連署が必要とされる手続について、成人に達している者が行う場合においては、特別な事情がある場合を除き、連署は要しないものとします。

#### （1）保護者の連署を不要とする手続

以下の書類の提出にあたっては、特別な事情がある場合を除き、保護者の連署を要しないものとします。

- ア 第 14 条 入学願書
- イ 第 17 条第 2 項 編入学願出書
- ウ 第 18 条第 1 項 転学願出書
- エ 第 18 条第 2 項及び第 19 条第 2 項 転入学願出書
- オ 第 20 条第 2 項 転科願出書
- カ 第 21 条第 1 項 休学願出書
- キ 第 22 条 復学願出書
- ク 第 23 条 退学願出書
- ケ 第 24 条第 2 項 復校願出書
- コ 第 25 条第 1 項 誓約書
- サ 第 26 条第 1 項 留学願出書

### 5 規則を施行する時期（予定）

令和 5 年 4 月 1 日